

ブックレット「ていれぎ」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市公営企業局広告事業実施要綱（平成20年要綱第8号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、松山市公営企業局が発行するブックレット「ていれぎ」（以下「ていれぎ」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 ていれぎに掲載する広告は、社会的信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(広告掲載の基準)

第3条 ていれぎに掲載する広告は、松山市広告掲載基準（平成19年1月5日施行）に適合するものでなければならない。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第4条 広告の大きさは、1件当たり縦113ミリメートル横162ミリメートル（以下「1号広告」という。）とする。ただし、同一ページの隣り合う2つの広告を1件の広告（以下「2号広告」という。）とすることができる。

2 広告の掲載位置は、ていれぎ裏表紙の松山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定した位置とする。

(広告料金)

第5条 広告の掲載料金は、1号広告1件当たり25,000円（消費税及び地方消費税を含む。）、2号広告1件当たり50,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告掲載回数)

第6条 広告の掲載回数は1回単位とし、最長2回とする。ただし、年度を越えることはできない。

(広告掲載募集枠)

第7条 募集は1号広告単位で発行当たり2枠、年間で4枠とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の募集方法)

第8条 管理者は、ていれぎへの広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を募集する場合は、広報まつやま又は松山市ホームページで公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 申込者は、ブックレット「ていれぎ」広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、直接又は郵送で管理者に提出しなければならない。

2 申込期間は、仕様書により定めるものとする。

3 同一申込者が申し込める広告は、ていれぎ発行1回につき1件限りとする。

(広告掲載の決定)

第10条 管理者は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 管理者は広告主が予定の枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。

(1) 国，政府関係機関，地方公共団体及びこれらに類するもの

(2) 市内に主たる事業所，営業所，店舗等を有する中小企業

(3) 前2号に掲げる以外のもの

3 申込者が同順位で複数いる場合は、抽選等により順位を決定するものとする。

4 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者にブックレット「ていれぎ」広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

5 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の版下原稿を管理者が指定する仕様に従って制作し、管理者が指定する期日までに提出するものとする。

6 前項に規定する広告の版下原稿は、広告主が経費を負担するものとする。

(契約)

第11条 管理者は、広告主からの承諾書（様式第3号）の提出をもって契約締結とする。

(広告料金の納付)

第12条 広告主は、広告料金を管理者の指定する期日までに一括納入するものとする。

ただし、管理者が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告内容の変更)

第13条 管理者は広告の内容及びデザイン等が実施要綱及びこの要領に抵触していると認める場合は、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第14条 管理者は次に掲げるものに該当する場合は、広告主への催告、その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告料金の納入がないとき。

(2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適切でないことを認めたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告料金は返還しないものとする。

(広告料金の返還)

第16条 管理者は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告

の掲載を取り消したときは、既納の広告料金を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告料金には利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、ていれぎに掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。